

令和6年度 企業魅力発信事業業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度 企業魅力発信事業 業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月10日（月）まで

3 目的

将来にわたる安定的な人材の確保は、企業の持続可能な発展に不可欠であり、県外からのUIJターンを促進するなど市内企業の慢性的な人材不足解消を図る必要がある。こうした状況を踏まえ、市内外に向けて市内企業の魅力を発信していくため、若年世代の発想と目線で市内企業の魅力発信動画（以下「動画」とする。）を作成し、市内企業の人材確保につなげることを目的とする。

4 業務内容

実施する業務は次のとおりとする。

（1）動画の制作に係る企画・運営ならびに参加者・参加企業の募集

① 参加者は大学生等（18歳以上の大学生、大学院生、専門学校生とし、高校生は不可）とし、概ね15名以上とする。選定は市との協議による。

② 募集にあたっては、ウェブサイト、チラシ、テレビCM、SNS等、複数の媒体から適切なものを選定し、効果的な広報を実施すること。

③ 参加企業は概ね6社以上とし、参加企業の条件は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 今治市内に本社（本部）または事業所があり、今治市内で学生の採用を予定していること。

イ 今治市暴力団排除条例（平成22年条例第50号）に規定する暴力団に該当しないこと。

ウ その他、本業務の趣旨を損なう恐れがあると認められる企業でないこと。

④ 参加企業の選定については、特定の業種に偏ることのないよう十分に配慮すること。

⑤ 参加者・参加企業に対して、業務の趣旨を説明し、成果品にかかる写真や動画の使用について、予め承諾書を提出してもらうこと。

⑥ 動画の制作を円滑に実施するため、進行役を配置するなど必要な人員を確保し、参加者と参加企業の仲介を図ること。

(2) 動画の作制と発表業務

- ① 参加者と参加企業が制作する動画について、必要に応じて撮影、編集等の助言を行うこと。
- ② 撮影及び編集に使用する機材等は受託者が用意し、必要に応じて参加者及び参加企業に貸し出すこと。
- ③ 全ての参加企業の動画を制作することとし、動画は1社あたり1本、3～5分の動画を制作すること。
- ④ 制作した動画の成果報告会など、発表の機会を設けること。

(3) 交通手段の確保について

業務内における参加者の移動手段を受託者が確保すること。業務外における参加者の移動手段及び費用については参加者が負担することとし、受託者は募集をする際、その旨明示すること。

(4) 業務計画等の策定

受託者は業務計画及び工程管理表を策定し、市の承認を得ること。作成した業務計画及び工程管理表に基づいて適正な進捗管理を行い、市の求めに応じて随時報告すること。

(5) 新型コロナウイルス等感染症拡大防止対策

本業務の推進にあたっては、国等が示す感染拡大防止ガイドラインなどに従って感染症対策を行うこと。

(6) 本業務の具体的な内容については、企画提案のあった内容を基に市と協議のうえ、決定するものとする。

5 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令及び計画に準拠して実施すること。

6 受託者の義務

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、業務着手前に事業方針を提示し、市の承諾を得ること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況を随時市に報告し、実施方法等について協議を行うこと。

- (4) 受託者は、事故や運営上の課題が発生した場合は、速やかに市に状況報告を行うとともに、改善計画を提示し、市と協議及び承認を得たうえで、これを実施すること。
- (5) 受託者は、本業務に係る苦情等について、責任を持って対応し市に報告すること。
- (6) 本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載の無い事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って受託者が対応すること。

7 参加企業数に関する協議及び契約変更

参加企業数が3社以下となった際には、必要に応じて市と受託者で協議のうえ、契約金額の減額を含めた契約変更をする場合がある。

8 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、市の指示に従うこと。

9 再委託

受託者は、業務の全部またはその主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、業務の効果を向上するために必要と思われる業務で、市の承諾を受けた場合は、その一部を第三者に委託することができる。

10 情報管理

- (1) 業務の遂行に際して、知り得た情報等については、業務遂行に必要な場合を除き、履行期間中及び履行期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務の遂行上知り得た個人情報は、当該情報の漏えい、滅失等に特段の配慮を払うとともに、今治市個人情報保護条例（平成17年条例第21号）その他関係法令等並びに別記の個人情報・特定個人情報取扱特記事項に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

11 契約不適合

受託者は、本業務終了後であっても、成果品に契約不適合が発見された場合は、受託者の負担で修正を行うこと。

12 著作権等

- (1) 本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定められた権利を含む。）は、市に帰属するものとする。また、成果品は、市が運営するサイトやＳＮＳ等に自由に使用できるものとし、著作者人格権を行使しない。
- (2) 市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、隨時利用するほか、関係機関への提供など2次的な利用を可能とする。

13 業務の完了及び検査

受託者は、業務完了後、速やかに委託業務実施報告書兼検査（確認）調書（様式）その他市が指示するものを提出し、市の検査を受けるものとし、加除訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従うこと。なお、加除訂正等にかかる費用は受託者の負担とする。

14 成果品

- (1) 本件業務委託終了時には、次の成果物等を整備して提出すること。
- | | |
|------------------------|----|
| ① 業務委託報告書（任意様式） | 1部 |
| ② 制作した映像を保存した DVD・BD 等 | 1部 |
| ③ その他市が指示するもの | |
- (2) 提出先は、今治市産業部産業政策局産業振興課とする。

15 留意事項

- (1) 本業務の遂行に必要な人員を配置し、実施体制を整えること。また、本業務には、業務の運営に加え、連絡、個人情報の管理、危機管理等の対応も含むものとする。この際、人件費、交通費、宿泊費及び食事代その他必要な費用は、特に定めがない限り、すべて契約金額に含めるものとする。
- (2) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、市及び受託者双方の協議により処理するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、市及び受託者で協議のうえ、決定するものとする。
- (4) 市または市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務においてのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ市の承諾を得たものについては、この限りではない。

- (5) 受託者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的知識と豊富な経験を有する者でなければならない。
- (6) 設備・機材は、特に指示がない限り、受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。